

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査を経て9月議会に報告しましたので、町民の皆さまにお知らせします。

公表する5つの財政指標について

- 1 実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくり等を行う町の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、財政運営の度合いを示す指標です。
- 2 連結実質赤字比率・国民健康保険事業特別会計や簡易水道事業特別会計など、町のすべての会計の赤字や黒字を合算し、財政運営の度合いを示す指標です。
- 3 実質公債費比率・・・町の借入金や利子の返済額などの負担額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。
- 4 将来負担比率・・・町の一般会計等の借入金や、退職手当など将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。
- 5 資金不足比率・・・公営企業会計の資金不足を、公営企業の料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示します。

大崎上島町の健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりで、国の定める基準を超えているものはありません。

令和4年度決算と比較すると、実質公債費比率は0.5ポイント増加しました。これは単年度で見ると、令和5年度数値は11.8%と令和4年度数値10.6%より悪化、令和3年から5年度の3年平均では令和2年度数値10.5%が退き、令和5年度数値と入れ替わったことにより、0.5ポイント指標が悪化する結果となりました。

公営企業会計に係る資金不足比率については、資金不足を生じている会計はありません。

【令和5年度決算に基づく健全化判断比率】

| 区 分       | 実質赤字<br>比 率 | 連結実質赤字<br>比 率 | 実質公債費<br>比 率 | 将来負担<br>比 率 |
|-----------|-------------|---------------|--------------|-------------|
| 令和5年度決算   | —           | —             | 10.7         | —           |
| 令和4年度決算   | —           | —             | 10.2         | —           |
| (早期健全化基準) | (15.00)     | (20.00)       | (25.0)       | (350.0)     |
| (財政再生基準)  | (20.00)     | (30.00)       | (35.0)       | —           |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字が発生していないことを表している。

※将来負担比率の「—」は、将来負担額より充当可能財源等が多いことを表している。

【令和5年度決算に基づく資金不足比率】

| 区 分       | 交通事業    | 公共下水道事業 | 農業集落<br>排水事業 | 漁業集落<br>排水事業 |
|-----------|---------|---------|--------------|--------------|
| 令和5年度決算   | —       | —       | —            | —            |
| 令和4年度決算   | —       | —       | —            | —            |
| (経営健全化基準) | (20.00) | (20.00) | (20.00)      | (20.00)      |

※各会計の「—」は、資金不足が発生していないことを表している。

※令和5年度から水道事業は広島県水道広域連合企業団に参画のため、表から除く。